

# 公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊新発田駐屯地  
第379会計隊新発田派遣隊長 柿 沼 武 文

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

## 1 一般競争に付する事項

### (1) 件 名 等

Gp	件 名	規 格	予定使用量	備 考
A	陸上自衛隊新発田駐屯地で使用する電気	仕様書のとおり	1,744,000kwh	陸上自衛隊新発田駐屯地で使用する電気受給契約
B	小舟渡通信所で使用する電気	仕様書のとおり	537,700kwh	自衛隊小舟渡通信所で使用する電気受給契約

### (2) 調達件名の特質等 入札説明書による

### (3) 使用期間 平成 31 年 4 月 1 日 (月) ~ 平成 32 年 3 月 31 日 (火)

### (4) 需要場所 A 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新潟県新発田市大手町6-4-16)

### B 自衛隊小舟渡通信所 (新潟県新発田市小舟町3-2-12)

## 2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決算」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決算第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成29・29・30年度及び平成31・32・33年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の決定を受けた者のうち「物品の販売」の等級がC以上で関東・甲信越地区の競争参加資格を有するものであること。ただし、平成31・32・33年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条第2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、平成29年4月1日に電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任契約担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
- (6) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務等から排除する要請があり、当該状態が継続している以外の者とする。

## 3 入札及び契約心得を示す場所

### (1) 陸上自衛隊 新発田駐屯地 第379会計隊新発田派遣隊

### (2) 東部方面会計隊ホームページ:<http://www.mod.go.jp/gsd/f/ae/kaikei/eafin/index.h>



## 4 説 明 会

実施しない。現地確認等を実施したい場合は事前に申し出ること。

## 5 入 札

### (1) 日 時 平成 31 年 2 月 22 日 (金) 13:30

### (2) 会 場 陸上自衛隊 新発田駐屯地 隊員食堂

## 6 入 札 条 件

### (1) 入 札 方 法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電気量料金単価)を根拠とし、あらかじめ官側が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する税率に基づく税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、「**税抜き金額**」を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

### (2) 再 度 入 札

ア 1回の入札で落札決定できない場合、直ちに再度入札を実施する場合がある。

イ 郵便による応札があつた場合の日時・場所は以下のとおり。

(ア) 日時 平成 31 年 2 月 26 日 (火) 13:20

(イ) 場所 陸上自衛隊 新発田駐屯地 駐屯地食堂(隊員食堂)

## 7 落札決定方法

- (1) 単価で、かつ当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。  
(この際、落札判定は入札書に記載された年間の総価をもって判断する。)
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

## 8 保証金等

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税相当額を加えた金額の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、落札者が契約を履行しないときは、契約金額の10/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

## 9 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札説明書の交付を受けなかった者が行った入札
- (3) 電報、電話、ファックス等による入札
- (4) 郵便等による入札で、会計隊に入札開始時まで未着のもの
- (5) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した場合

## 10 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく当隊所定の様式により、契約書を作成し、提出するものとする。

## 11 その他

- (1) 委任状の提出  
代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出すること。
- (2) 資格等の提出  
入札開始前までに、「資格審査結果通知書」及び「電気事業者の証明」の写しを提出すること。
- (3) 参加意思の表示  
会場準備の都合上、本入札の参加希望者は、2/15 (金) 15:00 までに  
下記連絡先へ意思表示を御連絡下さい。(電話連絡可)
- (4) 入札説明書の交付時期等  
平成31年2月6日(水)から同年2月21日(月)の間の開庁時間に陸上自衛隊新発田駐屯地第379会計隊新発田派遣隊において配布する。(東部方面会計隊ホームページからダウンロードすることもできる。)
- (5) 郵便入札の提出  
入札事務の都合上、郵便入札の参加希望者は、2/21 (木) 15:00 までに  
当隊へ郵送して下さい。(必ず事前の連絡をお願いします。)
- (6) 連絡先  
〒957-8530 新潟県新発田市大手町6-4-16 陸上自衛隊 新発田駐屯地  
第379会計隊新発田派遣隊 担当 柿沼  
電話:0254-22-3151(内線325)  
FAX:0254-22-4666(直通)